

2021年1月20日（水）
愛知県建築局公共建築部公営住宅課
計画・指導グループ
担当：佐藤・岡田
内線：2794, 2796
ダイヤル：052-954-6572

「一般社団法人日本ムービングハウス協会」と 応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました

愛知県では、災害時における被災者の応急住宅対策の一つとして、災害救助法第4条に定められる「応急仮設住宅」の建設を円滑に実施するために、建設協力団体と協定を締結しています。

この度、これまで締結した4団体に加え、新たに一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結しました。

引き続き、被災者に対して応急仮設住宅をより速やかに提供できるよう努めてまいります。

1 協定の相手方

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表者：理事長 佐々木 信博

所在地：北海道千歳市泉沢1007番地168

（ムービングハウス（移動式木造住宅）の普及促進を目的とした法人）

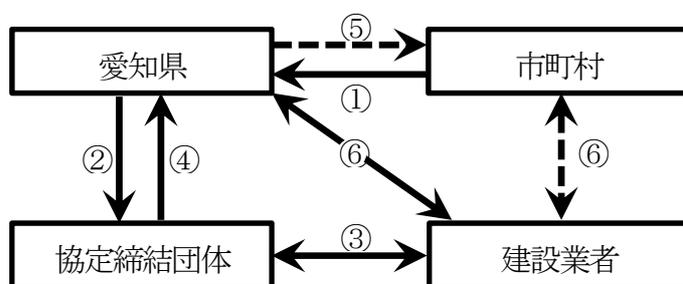
2 協定の締結日

2021年1月20日

3 協定の内容

- ・被災後、応急仮設住宅の建設が必要となった場合に、建設業者のあつせんをしていただきます。
- ・被災時に備え、毎年度、団体から会員名簿を提供していただきます。

4 応急仮設住宅建設の標準的なフロー



* 破線は救助実施市※のみ実施

- ① 応急仮設住宅の建設要望
- ② 建設業者のあつせん要請
- ③ あつせんの通知・承諾
- ④ 建設業者のあつせん
- ⑤ あつせん業者の通知
- ⑥ 契約、支払い等

※ 災害救助法第2条の2に定められる、内閣総理大臣に指定された市（名古屋市）のことで、県が行うこととされていた救助事務を、自ら行うことが可能となります。

1 応急仮設住宅の建設について

(1) 根拠法令

災害救助法第4条

(2) 内容

一時的な居住の安定を図るため、災害発生後に簡単な住宅を緊急に建設するもの

(3) 対象者

住家が全壊、全焼若しくは流失し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない者

(4) 建設費の限度額

戸あたり平均571.4万円以内

2 ムービングハウスについて

「ムービングハウス」は工場製作による国際規格の海上輸送コンテナサイズの移動式木造住宅で、災害時にはトレーラー等で迅速に搬送・設置が可能のため、他の構造・工法と比べて工期を大幅に短縮できます。また、応急仮設住宅としての役割終了後は移設・転用を行うことができます。



【搬送の状況】



【設置の状況】

3 これまでの協定締結先4団体

愛知県は、応急仮設住宅の建設に関する協定を以下の4団体と締結しています。

団体名	協定の当初締結日
一般社団法人プレハブ建築協会	2020年3月19日
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部	
一般社団法人全国木造建設事業協会	
一般社団法人日本木造住宅産業協会	

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 愛知県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前2項の規定にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他について、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

2 丁は、前項の住宅建設に当たって、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条第1項の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築局公共建築部公営住宅課、乙においては名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課、丙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当部員名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和3年1月20日(以下「発効日」という。)から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

丙 北海道千歳市泉沢1007番地168
一般社団法人 日本ムービングハウス協会
代表者 理事長 佐々木 信博